

# 人 事 委 員 会 年 報

平 成 3 0 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会



# 目 次

## 第1 組織および運営

1 人事委員会	1
(1) 委員	1
(2) 委員会の会議	1
2 事務局	6
(1) 職員定数および現員	6
(2) 組織	6
(3) 事務分掌	6
(4) 平成30年度予算	7
3 人事委員会規則等の制定・改廃	8
(1) 規則	8
(2) 告示	9
(3) 訓令	10
4 条例案に対する意見	11
5 諸会議等	12

## 第2 任用関係事務

1 競争試験	13
(1) 試験の日程	13
(2) 試験区分および採用予定人員	14
(3) 受験資格および試験方法	15
(4) 試験の実施状況	17
2 身体障害者を対象とした職員採用試験	20
(1) 試験の日程	20
(2) 受験資格および試験方法	20
(3) 試験の実施状況	20
3 採用選考	21
4 昇任選考	22

## 第3 給与関係事務

1 給与に関する報告、勧告等	23
(1) 職員給与等実態調査	23
(2) 職種別民間給与実態調査	31
(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	35
(4) 職員の給与に関する報告および勧告	36
2 給与改定等の概要	43
(1) 改定の内容	43

(2) 実施時期	43
3 給与に関する承認	44
第4 勤務時間その他の勤務条件等	
1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例	45
第5 懲戒処分関係	
1 懲戒処分の状況	46
第6 公平審査関係事務	
1 勤務条件に関する措置の要求	47
2 不利益処分に関する審査請求	47
3 職員からの苦情相談	47
4 職員団体の登録	48
5 管理職員等の範囲の指定	49
(1) 本 庁	49
(2) 出先機関	49
6 公平審査事務の受託	50
第7 労働基準監督機関の職権行使	
1 適用事業所と労働基準監督機関	51
2 職権行使の状況	52
(1) 事業所調査	52
(2) 時間外・休日労働に関する協定(36協定)の実態調査	52
(3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	52

# 第1 組織および運営

## 1 人事委員会

### (1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	西原節子	昭25. 4. 6	(一期目) 平25. 12. 26 ～ 平27. 12. 25  (二期目) 平27. 12. 26 ～ 令元. 12. 25	(元) 県民文化生活部管理監 ※平29. 7. 29から委員長に就任
委員	桂賢	昭19. 6. 12	(一期目) 平26. 8. 4 ～ 平30. 8. 3  (二期目) 平30. 8. 4 ～ 令4. 8. 3	(現) 日本ガラスロニクス(株) 取締役会長 (現) 滋賀県経済同友会 特別幹事
委員	曾根寛	昭46. 3. 14	(一期目) 平30. 12. 22 ～ 令3. 7. 28	(現) 弁護士

### (2) 委員会の会議

開催期日	議題
平成30年 4月18日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>1 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <p>1 平成30年度行事予定について 2 人事委員会事務局の平成29年度組織目標の達成状況案および平成30年度組織目標案について</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>1 職員の懲戒処分について 2 平成29年度職員の苦情相談処理報告について</p>
5月1日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>1 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 2 平成30年度滋賀県職員等採用試験実施計画案について 3 人事委員会告示の一部改正について (1) 口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正案</p>

<p>(5月1日)</p>	<p>4 職員採用試験公告について  (1) 平成30年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)公告案  (2) 平成30年度滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)公告案  (3) 平成30年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案  (4) 平成30年度身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告案  5 滋賀県職員等採用試験に係る評定基準等の一部改正について</p> <p>&lt;報告事項&gt;  1 平成29年度各種採用試験実施結果について  2 平成30年度職種別民間給与実態調査について</p>
<p>7月4日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;  1 職員の採用選考および昇任選考について</p> <p>&lt;報告事項&gt;  1 平成30年度職員採用上級試験の受験状況について  2 職員の懲戒処分について  3 時間外勤務などに関する職員アンケート調査の実施について</p>
<p>8月8日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;  1 採用候補者名簿の確定について  (1) 平成30年度第1回滋賀県警察官採用候補者名簿(男性A、女性A)</p> <p>&lt;報告事項&gt;  1 採用候補者名簿の失効について  (1) 平成29年度第1回滋賀県警察官採用候補者名簿(男性A、女性A)  2 職員の懲戒処分について</p>
<p>8月20日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;  1 採用候補者名簿の確定について  (1) 平成30年度滋賀県職員採用候補者名簿(上級)</p> <p>&lt;協議事項&gt;  1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p> <p>&lt;報告事項&gt;  1 採用候補者名簿の失効について  (1) 平成29年度滋賀県職員採用候補者名簿(上級)  2 人事院勧告の内容について  3 職員の懲戒処分について</p>
<p>8月30日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;  1 滋賀県職員採用上級試験(経験者採用)の実施について  (1) 平成30年度滋賀県職員採用上級試験(経験者採用)公告案  (2) 滋賀県職員採用上級試験(経験者採用)に係る評定基準案  (3) 滋賀県職員採用上級試験に係る評定基準案  2 人事委員会告示の一部改正について  (1) 口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる個人情報保護の一部改正案</p> <p>&lt;報告事項&gt;  1 時間外勤務などに関する職員アンケートの結果概要について</p>
<p>9月11日</p>	<p>&lt;協議事項&gt;  1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p>

<p>(9月11日)</p>	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県職員等採用試験の申込み状況について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）</li> <li>(2) 滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験（高校卒業程度）</li> <li>(3) 身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験</li> </ol> </li> </ol>
<p>9月25日</p>	<p>&lt;協議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の懲戒処分について</li> </ol>
<p>10月3日</p>	<p>&lt;協議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</li> </ol>
<p>10月11日</p>	<p>&lt;協議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県職員等採用試験の実施状況について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員採用試験初級試験（高校卒業程度）</li> <li>(2) 滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験（高校卒業程度）</li> </ol> </li> </ol>
<p>10月18日</p>	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</li> </ol>
<p>10月26日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A）</li> <li>(2) 平成30年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級）</li> <li>(3) 平成30年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A）</li> <li>(2) 平成29年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級）</li> <li>(3) 平成29年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿</li> </ol> </li> <li>2 平成30年度身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験の実施状況について</li> <li>3 職員の懲戒処分について</li> </ol>
<p>11月29日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度滋賀県警察官採用候補者名簿 （男性A-2、女性A-2、男性B、女性B）</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度滋賀県警察官採用候補者名簿 （男性A-2、女性A-2、男性B、女性B）</li> </ol> </li> <li>2 地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の概要について</li> <li>3 職員の懲戒処分について</li> </ol>

12月5日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</li> <li>(2) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</li> </ol> </li> </ol>
12月19日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則の一部改正について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(3) 職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(4) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員採用上級試験（経験者採用）の実施状況について</li> <li>2 身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験について</li> </ol>
平成31年 1月15日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査長の指名について</li> <li>2 採用候補者名簿の確定について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級（経験者採用））</li> </ol> </li> </ol>
1月25日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外B）</li> </ol> </li> <li>2 滋賀県警察官等採用試験に係る評定基準の一部改正について</li> <li>3 平成31年度滋賀県警察官採用試験の実施計画について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成31年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験公告案</li> <li>(2) 平成31年度第2回滋賀県警察官（A）採用試験公告案</li> <li>(3) 平成31年度滋賀県警察官（B）採用試験公告案</li> </ol> </li> <li>4 滋賀県職員採用上級試験－特別募集（総合土木）－の実施について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（総合土木）－公告案</li> <li>(2) 平成30年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（総合土木）－評定基準案</li> </ol> </li> <li>5 人事委員会告示の一部改正について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる個人情報保護の一部改正案</li> </ol> </li> <li>6 滋賀県職員採用上級試験（行政（アピール試験型））の試験内容の見直しについて</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－（行政・経験者）、上級－特別募集（土木））</li> <li>(2) 平成29年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外B）</li> </ol> </li> </ol>



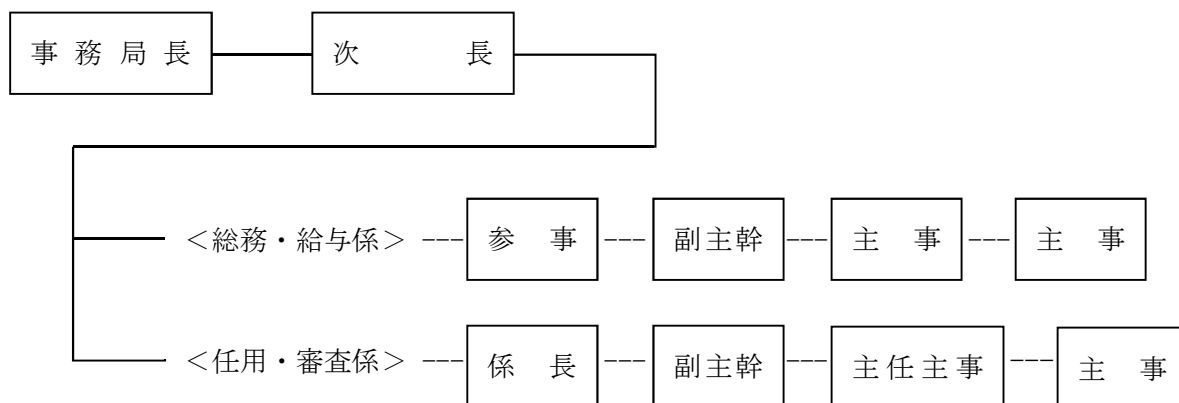
<p>2月15日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案</li> <li>(2) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</li> </ol> </li> <li>2 職員の採用選考について</li> <li>3 職員の昇任選考について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 超過勤務命令の上限時間等の設定について</li> <li>2 選考により採用する職およびその選考基準について（一般職任期付職員）</li> <li>3 平成31年度滋賀県職員等採用試験の実施計画について</li> <li>4 滋賀県職員採用上級試験（行政（アピール試験型））の試験内容について</li> <li>5 滋賀県職員採用上級試験－特別募集（総合土木）－の応募状況について</li> <li>6 職員の懲戒処分について</li> </ol>
<p>3月14日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員採用上級試験－特別募集（総合土木）－</li> </ol> </li> <li>2 条例案に対する意見について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案</li> </ol> </li> <li>3 人事委員会規則の一部改正案について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ol> </li> <li>4 職員の採用選考の方法等に関する要綱の一部改正について</li> <li>5 一般職の任期付職員の採用の承認について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経験者採用試験の実施時期について</li> <li>2 一般職の任期付職員（土木職等）の採用について</li> </ol>
<p>3月24日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> <li>2 職員の昇任選考について</li> <li>3 人事委員会規則等の一部改正について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</li> <li>(3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(4) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(5) 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(6) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(7) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案</li> <li>(8) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定の一部改正案</li> <li>(9) 給料表の適用に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案</li> <li>(10) 滋賀県人事委員会事務職員服務規程の一部改正案</li> </ol> </li> <li>4 事務局職員の人事について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次世代育成支援および女性職員の活躍推進のための取組方針（特定事業主行動計画）について</li> </ol>

## 2 事務局

### (1) 職員定数および現員

定 数	現 員			臨時的任用職員
	事務局長	事務職員	合 計	
10人	1人	10人 (うち1人： 育児休業取得)	11人	1人

### (2) 組 織



※総務・給与係：上記以外 主事1人（育児休業取得）

### (3) 事務分掌

係 名	分 掌 事 務
総務・給与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会議に関すること。</li> <li>2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関すること。</li> <li>3 公印の管守に関すること。</li> <li>4 文書の収発、編さんおよび保存に関すること。</li> <li>5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関すること。</li> <li>6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関すること。</li> <li>7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関すること。</li> <li>8 人事行政の運営に関する勧告に関すること。</li> <li>9 職員に対する給与の支払い監理に関すること。</li> <li>10 労働基準監督機関の職権行使に関すること。</li> </ol>
任用・審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の競争試験および選考その他任用に関すること。</li> <li>2 職員の研修および人事評価制度に関する総合的企画に関すること。</li> <li>3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関すること。</li> <li>4 職員に対する不利益処分についての審査および措置に関すること。</li> <li>5 職員の苦情の処理に関すること。</li> <li>6 職員団体の登録に関すること。</li> <li>7 管理職員等の範囲に関すること。</li> </ol>

## (4) 平成30年度予算

## 歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	0	6,660
	委員会運営費	13,655	△842	12,813
	計	20,315	△842	19,473
事務局費	職員費	83,495	797	84,292
	事務局運営費	442	46	488
	計	83,937	843	84,780
合計		104,252	1	104,253

## (節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
総務費	人事委員会費	委員会費		20,315	△842	19,473
			報酬	6,660	—	6,660
			共済費	147	△2	145
			賃金	929	△39	890
			旅費	937	△54	883
			交際費	20	△10	10
			需用費	3,032	△149	2,883
			役務費	3,096	△486	2,610
			委託料	3,123	△46	3,077
			使用料及び賃借料	490	△56	434
		負担金補助及び交付金	1,881	—	1,881	
		事務局費		83,937	843	84,780
			給料	38,800	109	38,909
			職員手当等	30,212	739	30,951
			共済費	14,483	△51	14,432
			需用費	439	46	485
			役務費	3	—	3

### 3 人事委員会規則等の制定・改廃

#### (1) 規 則

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
平30 17	平30. 5. 15	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
18	平30. 12. 28	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の一部改正による、平成30年4月1日から適用される各給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表等について所要の改正を行った。
19	平30. 12. 28	職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	給与条例の一部改正による、平成30年4月1日から適用される医療職(1)給料表の改定に伴い、医師および歯科医師の初任給調整手当に係る、職員別および支給期間別の手当額について所要の改正を行った。
20	平30. 12. 28	職員の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正に伴い、宿日直勤務の種類ごとの手当額について所要の改正を行った。
21	平30. 12. 28	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、平成30年度の勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
平31 1	平31. 3. 15	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	特定業務等従事任期付職員の号給の決定について常勤職員に準じたものとするため、所要の改正を行った。
2	平31. 3. 29	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命じることができる時間の上限を、1箇月について45時間以内かつ1年について360時間以内（他律的部署においては1箇月について100時間未満かつ1年について720時間以内）等とするため、所要の改正を行った。
3	平31. 3. 29	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の派遣先団体に地方税共同機構を加えた。</li> <li>・ 一般財団法人朽木むらおこし公社を派遣先団体から削除した。</li> </ul>
4	平31. 3. 29	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	通勤手当の返納の額の算出方法について所要の改正を行った。
5	平31. 3. 29	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、平成31年度からの勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
6	平31. 3. 29	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部活動指導業務に係る教員特殊業務手当の額の改正に伴い、手当の支給対象となる従事時間について所要の改正を行った。</li> <li>・ 部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、3,600円を支給することができる場合について定めた。</li> </ul>

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
7	平31. 4. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
8	平31. 4. 1	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会の事務を受託している地方公共団体の組織改編に伴い、当該団体の管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
9	平31. 4. 1	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務1時間当たりの給与額の算出方法が見直されたことに伴い、給与の減額方法について所要の改正を行った。</li> <li>組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。</li> <li>平成31年度から扶養手当の額が、配偶者の有無に関わらず子9,700円・父母等6,500円となることに伴い、扶養親族届および扶養手当認定簿の様式について所要の改正を行った。</li> </ul>

## (2) 告 示

告示 番号	施行年月日	告 示 名	概 要
平30 2	平30. 5. 2	口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）の総合土木の区分で専門試験が実施されることに伴い、開示する内容について所要の改正を行った。</li> <li>小・中学校事務職員採用試験および身体障害者を対象とした採用試験について、開示内容の均衡を図るため、所要の改正を行った。</li> </ul>
3	平30. 8. 31	口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正	滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用）の総合土木の区分で職務基礎力試験が実施されること等に伴い、開示する内容について所要の改正を行った。
平31 1	平31. 2. 1	口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正	滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（特別募集・総合土木）において専門試験（記述式）を実施することに伴い、開示する内容について所要の改正を行った。
2	平31. 4. 1	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定の一部改正	平成31年度から大津・高島子ども家庭相談センターに保護係が設置されることに伴い、寄宿舎における生徒等の生活指導等のための当直勤務を行う機関として、同センターを指定した。
3	平31. 4. 1	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

### (3) 訓 令

訓令 番号	施行年月日	訓 令 名	概 要
平30 1	平30. 7. 20	滋賀県情報処理規程の一部改正	副知事の退任に伴い、所要の改正を行った。
2	平30. 7. 20	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	副知事の退任に伴い、所要の改正を行った。
3	平30. 7. 20	滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正	副知事の退任に伴い、所要の改正を行った。
4	平30. 8. 20	滋賀県情報処理規程の一部改正	副知事の就任に伴い、所要の改正を行った。
5	平30. 8. 20	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	副知事の就任に伴い、所要の改正を行った。
6	平30. 8. 20	滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正	副知事の就任に伴い、所要の改正を行った。
平31 1	平31. 4. 1	滋賀県人事委員会事務職員服務規程の一部改正	人事委員会事務局における職員の証の携帯および職員章のはい用について定めた。
2	平31. 4. 1	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
3	平31. 4. 1	滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
4	平31. 4. 1	滋賀県情報処理規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
5	平31. 4. 1	審査基準および処分基準に関する規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

#### 4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
平30. 12. 5	滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	これらの条例案は、本委員会が本年10月18日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平31. 2. 18	滋賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、学校教育法の一部改正に伴い、滋賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正しようとするものであり、適当なものと認めます。 この条例案は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることに伴い、教員特殊業務手当の額を改定しようとするものであり、適当なものと認めますが、改正にあたっては、部活動指導の実情や手当受給者への影響にも十分配慮する必要があるものと考えます。
平31. 3. 14	議第67号滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案	この修正案は、滋賀県議会において部活動指導の実情を考慮し、十分に議論を尽くされた上で、一定の期間、人事委員会規則で定める場合にあっては現行の手当額を支給しようとするものであり、適当なものと認めます。

## 5 諸会議等

平成 30 年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	開 催 地
平30. 4. 13	警察官採用共同試験事務担当者会議	大 阪 府
4. 12～13	職種別民間給与実態調査説明会	東 京 都
5. 31	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	和歌山市
6. 8	第126回全国人事委員会連合会総会	東 京 都
7. 5～6	第61回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	兵 庫 県
8. 10	人事院勧告説明会	東 京 都
8. 22	全国人事委員会事務局長会議	東 京 都
9. 10	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	和歌山県
9. 19	滋賀・奈良・和歌山三県人事委員会給与担当課長会議	奈 良 県
11. 26	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	和歌山県
平31. 1. 22	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	滋 賀 県
1. 29	近畿人事委員会協議会給与事務研究会	奈 良 県
2. 4	近畿人事委員会協議会労基事務研究会	滋 賀 県
2. 12	近畿人事委員会協議会公平事務研究会	和歌山県
2. 15	全国人事委員会連合会給与部会給与勉強会	横 浜 市



## 第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、平成 30 年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

### 1 競争試験

#### (1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	平30. 5. 2	平30. 5.14～6. 4 (インターネット)	平30. 6.24 7. 8～7.11	平30. 7.29 8. 2～8. 5 8. 8	平30. 8.20
上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用	平30. 8.31	平30.10.22～11.21 (インターネット)	平30.12. 2	平30.12.22 12.23	平31. 1.15
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集(総合 土木)	平31. 1.28	平31. 1.28～2.14 (インターネット)	平31. 2.24	平31. 3.10	平31. 3.14
初級試験 (高校卒業程度)	平30. 5. 2	平30. 8. 1～9. 6 (郵送・持参 ・インターネット)	平30. 9.23	平30.10. 6 10. 7	平30.10.26
第一回警察官 男性A・女性A	平30. 3. 1	平30. 3. 1～4.20 (郵送・持参) 平30. 3. 1～4.17 (インターネット)	平30. 5.13	平30. 6. 4～6. 7 7.25～7.28	平30. 8. 8
第二回警察官 男性A・女性A 男性B・女性B	平30. 3. 1	平30. 8. 1～8.31 (郵送・持参) 平30. 8. 1～8.27 (インターネット)	平30. 9.16	平30.10.9～10.11 11.19～11.20	平30.11.29
小・中学校 事務職員	平30. 5. 2	平30. 8. 1～9. 6 (郵送・持参 ・インターネット)	平30. 9.23	平30.10. 6 10. 7	平30.10.26

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政(専門試験型)	45人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	3人程度	
	行政(アピール試験型)	10人程度		警察事務	2人程度	
	警察事務	4人程度		総合土木	3人程度	
	環境行政	2人程度	警察官	県内	第一回 男性 A	30人程度
	社会福祉	12人程度			女性 A	10人程度
	化学	1人程度		第二回	男性 A	7人程度
	農業	12人程度			女性 A	2人程度
	林業	3人程度		県外	男性 B	10人程度
	水産	1人程度			女性 B	5人程度
	建築	3人程度		A	若干人	
	電気(電気工学)	2人程度		B	若干人	
	機械	1人程度				
	総合土木	22人程度				
	上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用	行政	5人程度			
総合土木		5人程度				
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集	総合土木	5人程度	小・中学校事務職員	—	6人程度	

### (3) 受験資格および試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級試験	<p>○ 行政(アピール試験型)および経験者採用以外</p> <p>ア 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>ウ 「社会福祉」については次のいずれかの資格を有するまたは有する見込みの者</p> <p>(ア)社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者または平成31年3月31日までに同資格を有する見込みの者</p> <p>(イ)社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士の資格を有する者または平成31年3月31日までに同資格を有する見込みの者</p> <p>○ 行政(アピール試験型)</p> <p>ア 平成4年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)大学を卒業した者または平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 経験者採用</p> <p>昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>オ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(大学卒業程度) <ul style="list-style-type: none"> <li>択一式 〈行政(アピール試験型)以外の試験区分〉 47問中40問選択 120分</li> <li>〈行政(アピール試験型)〉 30問 90分</li> </ul> </li> <li>・専門試験(大学卒業程度) <ul style="list-style-type: none"> <li>択一式 〈行政(専門試験型)・警察事務、総合土木以外の試験区分〉 40問 120分</li> <li>〈行政(専門試験型)・警察事務〉 50問中40問選択 120分</li> <li>〈総合土木) 45問中40問選択 120分</li> </ul> </li> <li>・記述式 〈行政(アピール試験型)〉 アピールシート 90分</li> <li>・口述試験 〈行政(アピール試験型)以外〉 個別面接</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・適性検査</li> </ul> <p>&lt;経験者採用&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(大学卒業程度) 〈行政〉 択一式 40問 120分</li> <li>・職務基礎力試験 〈総合土木) 択一式 75問 90分</li> <li>・専門試験(大学卒業程度) 〈総合土木) 記述式 60分</li> <li>・アピールシート 〈行政・総合土木) 記述式 60分</li> <li>・適性検査</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul> <p>&lt;特別募集(総合土木)&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分</li> <li>・専門試験(大学卒業程度) 記述式 25問中20問選択 120分</li> <li>・適性検査</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul>
初級試験	<p>○ 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分</li> <li>・専門試験(高校卒業程度)(総合土木のみ) 択一式 45問中40問選択 120分</li> <li>・適性検査</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul>

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
警察官	第一回	男性 A ○ 昭和63年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成31年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・作文試験 60分  ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A ○ 昭和63年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成31年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	第二回	男性 A ○ 昭和63年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成31年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分  ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A ○ 昭和63年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成31年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	男性 B ○ 昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、平成31年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分  ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接	
	女性 B ○ 昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学を卒業した者、平成31年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。		
	○ 受験制限 ア 日本国籍を有しない者 イ 上級試験の受験制限ア～エと同じ (身体検査基準) 視 力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上 色 覚 職務執行に支障がないこと。 聴 力 職務執行に支障がないこと。 その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。		
小・中学校 事務職員	○ 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限(受験できない者) ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。) イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・適性検査  ○ 第2次試験 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査	

(4) 試験の実施状況

ア 上級試験

※ ( ) は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
行 政 (専門試験型)	45人程度	(133) 476	(103) 331	69.5	(65) 223	(33) 96	(27) 58	5.7	(22) 48
行 政 (アビリティ型)	10人程度	(46) 115	(27) 81	70.4	—	(12) 25	(4) 11	7.4	(3) 9
警察事務	4人程度	(24) 45	(16) 34	75.6	(9) 18	(6) 8	(2) 3	11.3	(2) 3
環境行政	2人程度	(1) 16	(1) 9	56.3	(1) 8	(1) 4	(1) 2	4.5	(0) 1
社会福祉	12人程度	(20) 37	(17) 28	75.7	(11) 20	(11) 19	(9) 13	2.2	(9) 13
化 学	1人程度	(6) 15	(5) 11	73.3	(4) 7	(2) 3	(2) 2	5.5	(2) 2
農 業	12人程度	(13) 53	(12) 49	92.5	(12) 43	(5) 25	(4) 12	4.1	(4) 11
林 業	3人程度	(5) 15	(4) 11	73.3	(4) 9	(2) 5	(2) 4	2.8	(2) 4
水 産	1人程度	(1) 11	(1) 10	90.9	(1) 6	(0) 4	(0) 1	10.0	(0) 1
建 築	3人程度	(4) 13	(3) 7	53.8	(3) 7	(3) 6	(2) 4	1.8	(1) 3
電 気 (電気工学)	2人程度	(0) 6	(0) 5	83.3	(0) 4	(0) 4	(0) 2	2.5	(0) 2
機 械	1人程度	(1) 7	(1) 5	71.4	(1) 3	(1) 2	(0) 1	5.0	(0) 1
総合土木	22人程度	(3) 53	(3) 41	77.4	(3) 32	(2) 26	(2) 18	2.3	(2) 17
計		(257) 862	(193) 622	72.2	(114) 380	(78) 227	(55) 131	4.7	(47) 115

イ 上級試験－経験者採用－

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	5人程度	(109) 454	(78) 297	65.4	—	(6) 36	(4) 15	19.8	(2) 11
総合土木	5人程度	(2) 24	(2) 16	66.7	—	(2) 15	(1) 7	2.3	(1) 6
計		(111) 478	(80) 313	65.5	—	(8) 51	(5) 22	14.2	(3) 17

ウ 上級試験－特別募集－

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
総合土木	5人程度	(0) 23	(0) 13	56.5	—	(0) 5	(0) 3	4.3	(0) 3

エ 初級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(12) 41	(12) 40	97.6	(6) 23	(2) 4	10.0	(2) 4
警察事務	2人程度	(10) 15	(9) 14	93.3	(7) 8	(3) 3	4.7	(1) 1
総合土木	3人程度	(0) 3	(0) 1	33.3	(0) 1	(0) 1	1.0	(0) 1
計		(22) 59	(21) 55	93.2	(13) 32	(5) 8	6.9	(3) 6

オ 小・中学校事務職員採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	6人程度	(22) 51	(19) 44	86.3	(6) 18	(3) 6	7.3	(3) 6

**カ 警察官（男性）採用試験**

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人	
県内	A(第一回)	30人程度	414	258	62.3	227	37	7.0	27
	A(第二回)	7人程度	77	57	74.0	48	4	14.3	—
	B	10人程度	77	62	80.5	58	9	6.9	8
	計		568	377	66.4	333	50	7.5	35
県外	A	若干人	—	17	—	14	1	17.0	1
	B	若干人	—	43	—	22	2	21.5	1
	計		—	60	—	36	3	20.0	2

**キ 警察官（女性）採用試験**

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
A(第一回)	10人程度	113	61	54.0	56	10	6.1	9
A(第二回)	2人程度	14	13	92.9	12	2	6.5	2
B	5人程度	22	21	95.5	20	6	3.5	6
計		149	95	63.8	88	18	5.3	17

**ク 警察官採用県外共同試験の県別内訳**

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者 数	2次試験 受験者 数	2次試験 受験率 %	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
警察官A	福岡県	4	4	3	75.0	1	4.0	1
	熊本県	2	2	2	100.0	0	—	—
	宮崎県	6	5	4	80.0	0	—	—
	鹿児島県	5	3	1	33.3	0	—	—
	小計		17	14	10	71.4	1	17.0
警察官B	石川県	7	4	3	75.0	0	—	—
	福井県	5	3	3	100.0	0	—	—
	福岡県	9	4	4	100.0	1	9.0	—
	熊本県	9	6	5	83.3	0	—	—
	宮崎県	11	4	3	75.0	0	—	—
	鹿児島県	2	1	1	100.0	1	2.0	1
小計		43	22	19	86.4	2	21.5	1
合計		60	36	29	80.6	3	20.0	2

## 2 身体障害者を対象とした職員採用試験

### (1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
平30. 5. 2	平30. 8. 1～ 9. 6 (郵送・持参・インターネット)	平30. 10. 14 10. 21	平30. 10. 30

### (2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>○ 次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 昭和59年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者</p> <p>ウ 滋賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分</li> <li>・ 作文試験 60分</li> <li>・ 口述試験 個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>

### (3) 試験の実施状況

※ ( ) 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(2) 9	(2) 7	77.8	(0) 2	3.5	(0) 2
小・中学校事務	1人程度	(1) 4	(1) 4	100.0	(0) 0	—	(0) 0

※ なお、申込者数、受験者数には第2志望で当該試験区分を志望している者を含む。



### 3 採用選考

(人)

部局 職	一 般 職 員				計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	
部長および その相当職	2	—	—	—	2
次長および その相当職	1	—	—	—	1
課長および その相当職	7	5	2	—	14
課長補佐および その相当職	5	2	—	—	7
係長および その相当職	25	11	—	—	36
主事、技師および その相当職	99	22	9	183	313
技能労務職	2	—	—	—	2
計	141	40	11	183	① 375

警 察 官	
職	
警 視	4
警 部	7
警 部 補	1
巡 査 部 長	3
巡 査	7
計	② 22

合計 (①+②)	397
----------	-----

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

#### ○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児 童 指 導 員	4	4	職 業 訓 練 指 導 員	1	0
児 童 福 祉 司	1	1	文 化 財 保 護 技 術 者	1	1
判 定 員	5	5	企 業 庁 水 道 技 術 者	4	4
精 神 保 健 福 祉 士	1	1	司 書	1	1
獣 医 師	3	3	少 年 補 導 職 員	1	1
保 健 師	7	6	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (一 般 事 務)	24	24
薬 剤 師	4	4	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (警 察 事 務)	8	8
医 師	3	3	武 道 指 導 員	1	1
化 学	2	2			
管 理 栄 養 士	4	4			
技 術 員	2	2	計	77	75

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(係長およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	18	18	看 護 師	98	72
薬 剤 師	3	0	医 療 事 務	16	4
作 業 療 法 士	7	2	臨 床 検 査 技 師	13	1
精神保健福祉士	1	1	言 語 聴 覚 士	1	1
臨床工学技士	1	1	医療ソーシャルワーカー	8	1
理 学 療 法 士	4	0	判 定 員	18	2
歯 科 衛 生 士	1	1			
管 理 栄 養 士	17	1	計	206	105

注 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

部 局 職	一 般 職 員					計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他		
部 長 お よ び そ の 相 当 職	9	—	—	—	9	
次 長 お よ び そ の 相 当 職	18	—	—	2	20	
課 長 お よ び そ の 相 当 職	53	2	1	5	61	
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	67	7	6	10	90	
係 長 お よ び そ の 相 当 職	66	3	9	16	94	
計	213	12	16	33	① 274	

(人)

警 察 官	
職	
警 視	8
警 部	—
警 部 補	—
巡 査 部 長	—
計	② 8

合計 (①+②)	282
----------	-----

### 第3 給 与 関 係 事 務

#### 1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成30年10月18日に県議会議長および知事に対して、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

##### (1) 職員給与等実態調査

平成30年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

##### ア 部局別・給料表別職員数

(単位：人)

部局 給料表	知 事	警 察	教 育 委 員 会	議 会	監 査 員	人 事 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	高 等 学 校 等	小 学 校 等 中 学 校	計
行 政 職	2,360	259	137	26	15	10	6	187	307	3,307
警 察 職	-	2,283	-	-	-	-	-	-	-	2,283
研 究 職	203	16	-	-	-	-	-	-	-	219
医 療 職 (1)	18	-	-	-	-	-	-	-	-	18
医 療 職 (2)	123	1	-	-	-	-	-	-	3	127
医 療 職 (3)	107	2	2	-	-	-	-	-	-	111
福 祉 職	70	-	-	-	-	-	-	-	-	70
高 等 学 校 等 教 育 職	-	-	18	-	-	-	-	2,996	-	3,014
小・中 学 校 等 教 育 職	-	-	19	-	-	-	-	-	6,893	6,912
技 能 労 務 職	51	9	1	-	-	-	-	43	-	104
計	2,932	2,570	177	26	15	10	6	3,226	7,203	16,165

注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。

2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員37人（小学校および中学校等教育職36人、行政職1人）を含む。

3 再任用職員は、含まれていない。（表シまでにおいて同じ。）

##### イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

(単位：%)

区 分 給料表	学 歴 別 構 成 比				性 別 構 成 比	
	中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	男	女
行 政 職 給 料 表	-	15.5	14.1	70.4	68.8	31.2
警 察 職 給 料 表	0.1	43.2	3.2	53.5	91.3	8.7
研 究 職 給 料 表	-	3.7	5.9	90.4	79.9	20.1
医 療 職 給 料 表 (1)	-	-	-	100.0	94.4	5.6
医 療 職 給 料 表 (2)	-	-	18.9	81.1	50.4	49.6
医 療 職 給 料 表 (3)	-	-	34.2	65.8	7.2	92.8
福 祉 職 給 料 表	-	5.7	27.1	67.2	50.0	50.0
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	1.7	3.2	95.1	57.5	42.5
小・中 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	-	6.2	93.8	47.8	52.2
技 能 労 務 職 給 料 表	36.5	54.8	7.7	1.0	76.9	23.1
計	0.3	10.0	7.2	82.5	60.5	39.5

ウ 年齢階層別構成比

(単位：%)

職 種	職 種		職 種			警察職員	全 職 員
	一般職員	行 政	教育職員	高 校 等	小中学校		
～ 24歳	7.3	8.1	6.9	4.7	7.9	12.0	7.7
25 ～ 29	11.0	11.7	15.4	11.9	16.9	14.8	14.2
30 ～ 34	11.8	12.0	12.8	10.4	13.9	14.2	12.7
35 ～ 39	9.6	9.3	10.2	8.1	11.2	17.2	11.1
40 ～ 44	11.7	11.9	10.1	13.0	8.8	13.5	11.0
45 ～ 49	16.7	17.2	11.3	14.0	10.0	9.9	12.4
50 ～ 54	16.1	15.4	14.8	17.9	13.5	9.0	14.3
55 ～ 59	15.6	14.3	18.5	20.0	17.8	9.4	16.5
60 ～	0.2	0.1	—	—	—	—	0.1
計	3,956	3,307	9,926	3,014	6,912	2,283	16,165

エ 職員の平均給与月額

区 分		給 料	扶養手当	地域手当	計	対前年比
		円	円	円	円	%
一 般 職 員	平成30年4月	328,782	9,179	26,580	364,541	△1.31
	平成29年4月	332,946	9,489	26,944	369,379	
全 職 員	平成30年4月	347,876	8,699	27,277	383,852	△1.01
	平成29年4月	351,486	8,731	27,548	387,765	

注 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

(給料表別平均給与月額)

給 料 表	平均年齢	給 料	扶養手当	地 域 手 当	合 計
	歳	円	円	円	円
行 政 職	42.1	324,331	9,335	26,159	359,825
警 察 職	38.4	322,656	13,518	25,410	361,584
研 究 職	44.0	358,343	10,636	28,336	397,315
医 療 職 ( 1 )	45.5	447,844	9,094	82,340	539,278
医 療 職 ( 2 )	45.0	344,109	7,951	26,977	379,037
医 療 職 ( 3 )	44.6	342,927	4,820	26,321	374,068
福 祉 職	41.3	332,587	7,473	25,744	365,804
高 校 等 教 育 職	43.9	379,765	8,687	29,357	417,809
小 中 学 校 等 教 育 職	41.1	353,228	6,838	27,385	387,451
技 能 労 務 職	52.1	351,088	8,493	26,968	386,549

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,307人	人 357	人 525	人 651	人 771	人 421	人 400	人 119	人 45	人 18
	% 10.8	% 15.9	% 19.7	% 23.3	% 12.7	% 12.1	% 3.6	% 1.4	% 0.5
警察 2,283	248	386	463	713	306	71	54	24	18
	10.9	16.9	20.3	31.2	13.4	3.1	2.4	1.1	0.8
研究 219	0	61	111	45	2	—	—	—	—
	0.0	27.9	50.7	20.5	0.9	—	—	—	—
医療(1) 18	6	1	3	8	—	—	—	—	—
	33.3	5.6	16.7	44.4	—	—	—	—	—
医療(2) 127	1	6	36	11	42	26	5	—	—
	0.8	4.7	28.3	8.7	33.1	20.5	3.9	—	—
医療(3) 111	0	12	20	26	38	15	—	—	—
	0.0	10.8	18.0	23.4	34.2	13.5	—	—	—
福祉 70	10	24	7	24	4	1	—	—	—
	14.3	34.3	10.0	34.3	5.7	1.4	—	—	—
高校 3,014	13	2,815	108	69	(特2) 9	—	—	—	—
	0.4	93.4	3.6	2.3	(特2) 0.3	—	—	—	—
小中学校 6,912	0	6,164	372	322	(特2) 54	—	—	—	—
	0.0	89.2	5.4	4.7	(特2) 0.8	—	—	—	—

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「—」は、給料表において級の無いことを示す。

3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		2,327 <sup>人</sup>	322,763 <sup>円</sup>	513 <sup>人</sup>	319,786 <sup>円</sup>
1年未満		68	185,835	6	151,733
1年以上 2年未満		76	191,479	11	155,873
2年以上 3年未満		84	197,423	8	161,913
3年以上 5年未満		130	209,851	15	176,880
5年以上 7年未満		142	225,958	24	189,304
7年以上 10年未満		209	247,554	15	208,427
10年以上 15年未満		238	284,539	54	236,667
15年以上 20年未満		257	329,159	50	275,638
20年以上 25年未満		304	370,778	60	334,565
25年以上 30年未満		380	390,381	84	362,931
30年以上 35年未満		288	411,897	74	383,470
35年以上		151	425,095	112	395,608

**キ 職員の扶養親族数等**

扶養手当受給者数		6,963 人	受給者1人当たり扶養親族数 2.1 人	
扶養親族数	配偶者	3,769		
	一人目	職員に配偶者なし	267	全職員1人当たり扶養親族数 0.9 人
		職員に配偶者あり	5,734	
	その他	4,862	全職員1人当たり扶養手当額 8,699円	
合計	14,632			

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

**ク 職員の管理職手当の支給状況**

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	19 人	66 人	179 人	306 人	140 人	377 人	333 人	1,420 人	62,438 円

**ケ 職員の地域手当の支給状況**

区分	地域手当地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			20.0%	16.0%	7.5%
人員		16,165 人	28 人	18 人	16,119 人
構成比		100.0 %	0.2 %	0.1 %	99.7 %
平均手当月額		27,277 円	68,303 円	82,340 円	27,144 円

**コ 職員の単身赴任手当の支給状況**

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上250km未満	250km以上400km未満	400km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上		
受給者	64 人	1 人	0 人	15 人	4 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	84 人	35,905 円

**サ 職員の住居手当の支給状況等**

支給を受けている者	2,662 人	全職員1人当たり手当額	4,729 円
		住居手当受給者の平均家賃額	60,276 円

## シ 職員の通勤手当および通勤の状況

### ① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支給を受けている者	14,961 人	92.6 %	100.0 %
交通機関のみ利用者	2,582	16.0	17.3
交通用具のみ利用者	11,090	68.6	74.1
自動車使用者	10,630	65.8	71.1
自転車等使用者	460	2.8	3.1
交通機関・交通用具併用者	1,289	8.0	8.6
自動車との併用者	1,045	6.5	7.0
自転車等との併用者	244	1.5	1.6
受給者1人当たりの手当額	10,951円		
全職員1人当たりの手当額	10,136円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

### ② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職 員 数	割 合	累 積 割 合
10,000円以下	1,899 ( 678)	49.1 %	49.1 %
10,001円以上 12,000円以下	294 ( 123)	7.6	56.7
12,001円以上 14,000円以下	274 ( 71)	7.1	63.7
14,001円以上 16,000円以下	253 ( 66)	6.5	70.3
16,001円以上 18,000円以下	237 ( 59)	6.1	76.4
18,001円以上 20,000円以下	226 ( 73)	5.8	82.2
20,001円以上 22,000円以下	166 ( 68)	4.3	86.5
22,001円以上 24,000円以下	163 ( 63)	4.2	90.7
24,001円以上 26,000円以下	96 ( 24)	2.5	93.2
26,001円以上 28,000円以下	111 ( 33)	2.9	96.1
28,001円以上 30,000円以下	40 ( 9)	1.0	97.1
30,001円以上 32,000円以下	30 ( 5)	0.8	97.9
32,001円以上 34,000円以下	25 ( 6)	0.6	98.5
34,001円以上 36,000円以下	20 ( 4)	0.5	99.0
36,001円以上 38,000円以下	7 ( 1)	0.2	99.2
38,001円以上 40,000円以下	7 ( 1)	0.2	99.4
40,001円以上 42,000円以下	6 ( 1)	0.2	99.6
42,001円以上 44,000円以下	6 ( 1)	0.2	99.7
44,001円以上 46,000円以下	1 ( 0)	0.0	99.7
46,001円以上 48,000円以下	2 ( 1)	0.1	99.8
48,001円以上 50,000円以下	0 ( 0)	0.0	99.8
50,001円以上 52,000円以下	0 ( 0)	0.0	99.8
52,001円以上	8 ( 2)	0.2	100.0
計	3,871 (1,289)	100.0	—
平均所要額	12,664円		

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。



③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布  
(自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	1,931 ( 272)	16.5 %
5km以上 10km未満	3,190 ( 177)	27.3
10km以上 14km未満	2,104 ( 133)	18.0
14km以上 18km未満	1,422 ( 97)	12.2
18km以上 22km未満	1,056 ( 104)	9.0
22km以上 26km未満	719 ( 79)	6.2
26km以上 30km未満	406 ( 26)	3.5
30km以上 34km未満	273 ( 14)	2.3
34km以上 38km未満	185 ( 23)	1.6
38km以上 42km未満	140 ( 22)	1.2
42km以上 46km未満	93 ( 25)	0.8
46km以上 50km未満	53 ( 17)	0.5
50km以上 54km未満	42 ( 20)	0.4
54km以上 58km未満	19 ( 11)	0.2
58km以上 62km未満	23 ( 12)	0.2
62km以上	19 ( 13)	0.2
計	11,675 (1,045)	100.0
平均使用距離	13.7 km	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

(自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	421 (221)	59.8 %
5km以上 10km未満	173 ( 21)	24.6
10km以上 15km未満	55 ( 1)	7.8
15km以上 20km未満	33 ( 1)	4.7
20km以上 25km未満	11 ( 0)	1.6
25km以上 30km未満	5 ( 0)	0.7
30km以上	6 ( 0)	0.9
計	704 (244)	100.0
平均使用距離	6.1 km	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

ス 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	級 計	級						
		1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表	65人	人	人	64人	1人	人	人	人
警察職給料表	11			1	1	8		1
研究職給料表	5		4		1			
医療職給料表(2)	5			4	1			
福祉職給料表	1			1				
高等学校等教育職給料表	175	7	168					
小学校および中学校等 教育職給料表	147		138		9			
技能労務職給料表	42							
給料表計	451							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	級 計	級						
		1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表	100人	人	人	82人	17人	1人	人	人
警察職給料表	3				1	2		
研究職給料表	6		4	2				
医療職給料表(2)	1				1			
医療職給料表(3)	1				1			
福祉職給料表	2		1	1				
高等学校等教育職給料表	1		1					
技能労務職給料表	6							
給料表計	120							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

## (2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態について調査した。

### ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所659事業所

### イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

### ウ 調査実人員

初任給関係244人（行政職に相当する調査実人員217人）、初任給関係以外の調査職種6,352人（行政職に相当する調査実人員5,592人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、46,093人であり、行政職に相当するものは37,088人である。）

### エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	19	52	16	15	22	124

注 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が9所あった。

### オ 調査結果の概要

#### ① 民間における職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	9	52.8	787,136	200	786,936
工 場 長	20	53.9	719,347	0	719,347
事 務 部 長	96	53.6	671,125	270	670,855
技 術 部 長	142	52.8	707,349	1,806	705,543
事 務 部 次 長	17	52.5	628,544	280	628,264
技 術 部 次 長	36	52.4	770,598	252	770,346
事 務 課 長	295	49.6	579,388	5,434	573,954
技 術 課 長	452	49.4	624,948	6,594	618,354
事 務 課 長 代 理	90	50.4	651,749	15,432	636,317
技 術 課 長 代 理	104	49.1	762,729	10,927	751,802
事 務 係 長	466	47.6	487,096	50,521	436,575
技 術 係 長	597	45.5	532,708	56,251	476,457
事 務 主 任	264	41.8	376,996	52,395	324,601
技 術 主 任	431	40.8	465,420	83,325	382,095
事 務 係 員	1,290	39.2	318,251	36,384	281,867
技 術 係 員	1,283	38.3	347,612	46,358	301,254

## ② 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	199,940	208,729	196,213	※196,000
	短大卒	183,721	※186,311	※187,366	X
	高校卒	166,778	※166,554	166,948	-
新卒技術者	大学卒	206,306	213,340	203,981	※191,500
	短大卒	186,672	※191,339	※179,400	-
	高校卒	165,465	※170,793	※161,698	※162,000
計	大学卒	202,860	211,166	199,894	194,714
	短大卒	184,970	188,932	184,150	X
	高校卒	166,066	168,789	164,563	※162,000

注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のあった事業所について平均したものである。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が5事業所以下である。

## ③ 民間における家族（扶養）手当の支給状況

### その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者の収入制限の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する		配偶者に手当を支給しない	手当制度がない
	(87.8%)	(12.2%)		
86.7%				13.3%

注 ( ) 内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

### その2 配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定または見直すことについて検討中	税制および社会保障制度の見直し等の動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定がない（検討も行っていない）
17.4%	8.5%	74.1%

注 配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,359円
配偶者と子1人	19,642円 (5,283円)
配偶者と子2人	24,704円 (5,062円)

注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 ( ) 内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

④ 民間における住宅（住居）手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	51.1 %
支 給 し な い	48.9 %
借家・借間居住者に対する住宅（住居） 手当月額の最高支給額の平均額の階層	33,000円以上 34,000円未満

⑤ 民間における特別給の支給状況

項 目		区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)		384,322 円	292,561 円
	上 半 期 (A 2)		382,050	298,528
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)		843,484	631,485
	上 半 期 (B 2)		868,712	578,623
特別給の支給割合	下 半 期 (B 1 / A 1)		2.19 月分	2.16 月分
	上 半 期 (B 2 / A 2)		2.27	1.94
	年 間 計		4.46	4.10
年 間 の 平 均			4.46 月分	

注1 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

学 歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	30.9 %	(49.3) %	(50.7) %	- %	69.1 %
高 校 卒	20.0	(51.5)	(48.5)	-	80.0

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
役職段階				
係員	% 55.3	% 1.8	% -	% 42.9
課長級	41.0	4.4	-	54.6

注 ベースアップの慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
役職段階							
係員	% 89.8	% 89.8	% 31.8	% 1.9	% 56.1	% 0.0	% 10.2
課長級	69.4	69.4	20.6	3.0	45.8	0.0	30.6

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

⑨ 民間における定期昇給制度の状況

項目	昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度なし
役職段階					
係員	% 91.8	% 48.8	% 82.6	% 62.1	% 8.2
課長級	75.3	42.0	85.3	57.6	24.7

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

⑩ 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係員		課長級		部長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
平成29年冬季	% 55.8	% 44.2	% 45.4	% 54.6	% 40.9	% 59.1

(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成30年4月)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 27,270	円 43,620	円 54,180	円 64,730	円 75,290
住 居 関 係 費	37,230	40,800	36,690	32,570	28,460
被 服 ・ 履 物 費	3,310	11,550	13,260	14,980	16,700
雑 費 I	38,290	34,590	64,150	93,730	123,290
雑 費 II	5,220	11,930	14,780	17,630	20,480
計	111,320	142,490	183,060	223,640	264,220

注1 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:96世帯)における平成30年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

2 1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成30年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

3 「雑費I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

4 「雑費II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。

#### (4) 職員の給与に関する報告および勧告

本委員会は、平成30年10月18日に県議会および知事に対して、別記第1のとおり報告し、別記第2のとおり勧告した。

### 別記第1

## 報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

### 1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適切な方式であるとされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

### 2 職員の給与

本委員会が、平成30年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員8,999人、県費負担市町立学校教職員7,166人、合計16,165人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,307人で、その平均給与月額が359,825円（給料324,331円、扶養手当9,335円、地域手当26,159円）であり、平均年齢は42.1歳（男性43.2歳、女性39.7歳）、性別構成は男性68.8%、女性31.2%、学歴別構成は大学卒70.4%、短大卒14.1%、高校卒15.5%となっている。

また、全職員の平均給与月額は383,852円（給料347,876円、扶養手当8,699円、地域手当27,277円）であり、その平均年齢は41.6歳（男性42.3歳、女性40.6歳）、性別構成は男性60.5%、女性39.5%、学歴別構成は大学卒82.5%、短大卒7.2%、高校卒10.0%、中学卒0.3%である。

### 3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の659事業所から、層化無作為抽出法により抽出した134の事業所について、「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、93.2%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

その主な調査結果は、次の(1)～(5)のとおりである。



### (1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員6,352人の給与について調査した。

### (2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	202,860 円
	短 大 卒	184,970 円
	高 校 卒	166,066 円

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

### (3) 家族（扶養）手当

民間事業所における家族（扶養）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,359 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,642 円
配 偶 者 と 子 2 人	24,704 円

注 家族（扶養）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

### (4) 住宅（住居）手当

民間事業所における住宅（住居）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の51.1%が住宅（住居）手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額最高支給額の平均額の階層は、33,000円以上34,000円未満となっている。

### (5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額額の4.46月分となっている。

## 4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢42.8歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして964円（0.25%）下回っていることが明らかとなった。

### 職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員 の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B) (円) $\left[ \frac{A-B}{B} \times 100 \right]$ (%)
384,562円	383,598円	964円 (0.25%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

## 5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレース指数は100.2であった。

また、同年の47都道府県の平均は100.2、近畿6府県は99.7~101.6であった。

## 6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で0.6%、大津市で0.7%の上昇となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ142,490円、183,060円および223,640円となった。

## 7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月10日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告および勧告を行った。また、併せて、公務員人事管理について報告を行うとともに、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

※ 別紙省略

## 8 むすび

### (1) 民間給与との較差に基づく給与改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

諸手当のうち扶養手当については、子に係る手当額は、本年4月1日現在、8,300円であるが、同年4月1日以降、本年の公民較差(0.25%)および給料表の引上げ改定を考慮し、8,700円に引き上げることが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、これまでの取扱いを踏まえ、人事院勧告に準じて改定することが適当である。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、再任用職員の期末手当・勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様とする。

### (2) 諸手当の改定

#### ア 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じた引上げを行うことが適当である。

## イ 子に係る扶養手当

本委員会は、平成28年に配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで段階的に減額することとし、それにより生ずる原資を基本に、子に係る手当額について10,000円を超えない範囲内で段階的に引き上げるよう報告および勧告を行ったところであり、平成31年4月1日以降の子に係る手当額については、1,000円引き上げることが適当である。

### (3) 人材の確保および育成

#### ア 社会経済情勢の変化を踏まえた、優秀で多様な人材の確保対策

近年、若年人口の減少や民間企業等の高い採用意欲を背景に、優秀な人材の確保が厳しい状況が続いており、本県の今年度の上級試験の競争倍率は過去10年間で最低の4.7倍であり、特に技術職については必要人員を確保できない職種があるなど困難な状況となっている。

このため本委員会では、滋賀県職員として働くことのやりがいや魅力を伝えることを目的に、従来からの大学での説明会や県庁就職セミナーに加えて、対象を女性、社会人、技術職志望者、高校生などにも広げ、それぞれのニーズに対応した説明会を実施しているところである。また、上級試験においては、民間企業志望者などにも受験しやすいよう配慮した試験区分（行政（アピール試験型））を創設するとともに、経験者採用試験を再開するなど、より多様な人材の採用に努めているところである。

今後も引き続き、優秀で多様な人材を確保するため、任命権者との連携をより密接にし、滋賀県職員として働くことの魅力発信に一層注力するとともに、これまでの採用活動について、受験者へのアンケートや新規採用職員へのヒアリングなどを通じて検証を行い、より多くの受験者を確保できるよう工夫を重ねていく。当面は、民間企業志望の学生や社会人、UIJ ターン希望者などがより受験しやすい試験方法や日程、会場等について、検討することとする。

#### イ 障害者の適切な雇用促進、職場環境の整備

障害者雇用については、平成30年4月から法定雇用率が引き上げられ平成33年4月までにさらに引き上げられることになっており、その確実な達成が求められるところである。しかしながら、雇用率の算定にあたって、先般、知事部局および教育委員会で不適切な事例が判明したところであり、今後、適正な手続を徹底する必要があるとともに、教育委員会においては法定雇用率も未達成となっていることから、早急な対応が必要である。また、身体障害者に加え、精神・知的障害者についても、現在実施中のチャレンジ雇用の実績を踏まえ、ふさわしい職務や新たな職域の整備・拡充を図り、雇用を促進していく必要がある。

さらに、公務職場においては、合理的配慮の措置を講ずるなど、障害者が働きやすい職場づくりに率先して取り組むことが求められており、障害のある職員がその能力を十分に発揮できるよう、引き続き取組を進めていく必要がある。

#### ウ 若手職員の計画的育成

近年の新規採用職員の増加により、特に若手職員の育成が求められている中、「人こそが最大の経営資源である」との認識のもと、それぞれの資質や能力に応じた研修の実施や職場における人材育成（OJT）の推進など、早期から計画的かつきめ細かな対応を図っていく必要がある。

新規採用職員がスムーズに職員としてのスタートを切るためには、県職員として必要な知識や能力だけでなく高い倫理感や使命感をかん養することが重要であり、そのための研修を充実させるとともに、助言や相談対応など、職場全体で育成していくことが必要である。

また、職員の年齢構成上、30歳台後半から40歳台前半の職場の中核を担う層が少なくなっていることから、それに続く若手職員に対しては、少しでも早く組織の中核として活躍できるよう、日常の仕事の中で後輩の指導や上司の補佐などの機会を積極的に付与するとともに、研修機関において将来に備えたマネジメント能力形成のための研修を行うなど、職場における人材育成（OJT）と職場外研修（Off-JT）の両輪で早い段階から計画的に育成を図っていくことが重要である。

加えて、平成28年度から本格実施されている人事評価制度は、人事管理の基礎として活用するものと規定されており、人材育成基本方針にも記載されているように、人材育成への効果的な活用が期待されているところである。このため、面談の徹底や充実を通じ若手職員の育成に有効に活用するとともに、人事評価の公平性、公正性、納得性を高めるためのさらなる工夫や改善に引き続き取り組む必要がある。

### (4) 働き方改革の推進

働き方改革については、職員がいきいきとやりがいを持って働き、全ての職員が能力や個性を最大限発揮することにより、県民サービスの向上に向け県庁の組織としての力を高めていくことが求められているところであり、その推進のため以下の課題に適切に対処していくことが必要である。

#### ア 職員アンケートの結果分析および課題への対応

本委員会が本年7月に実施した職員アンケートの結果によると、職員の仕事に対する意識において、効率的に仕事を進めようとする意識やコスト意識が向上しており、また、職場環境においては、職員同士が協力し合える職場づくりや気兼ねなく帰宅しやすい雰囲気づくりが進んできていることが確認できたところである。

しかし一方で、時間外勤務を行った理由として、「業務量が多く、現状の人員ではどうしても長時間勤務をせざるを得ない」を選択している職員が依然として多く、業務量の課題が大きいことがうか

がえる。また、「外的な要因による予測できない仕事が多い」や「締切りが厳しい仕事が多い」も多く選択されており、職員自身の仕事の進め方の改善だけでは対処が難しくなっていることもうかがえる。

今回のアンケート調査においても、業務量と人員配置のバランスや業務の実施体制に課題があると考えている職員が今なお多く、その解決に向けては未だ道半ばであると言えることから、引き続き重点的な対応が求められるところである。このため、全庁的な業務の内容やプロセスの見直し、業務量そのものの削減など不断の見直しを行うとともに、業務の繁忙に対応した柔軟な人員配置・応援体制の構築に努める必要がある。なお、それでも長時間労働の解消が見込めない場合は、定数の見直しも検討する必要があると考える。

また、本県の働き方改革は、「職員がいきいきとやりがいをもって働き、組織としての力が最大限に発揮される職場」を目指しているところであるが、職員アンケートの結果では、働き方改革に取り組む中で「仕事へのやりがいが高まっている」と意識している職員の割合は、管理職員・一般職員ともに少数にとどまっているところである。働き方改革の浸透と定着を図っていくには、職員一人ひとりが当事者意識を持ち主体的に取り組むことが求められることから、職員が業務改善の効果を実感できるよう取組を進めることが重要である。さらに、働き方改革の取組により地域活動への参加や自己啓発の取組等が促進され、職員自身のワーク・ライフ・バランスが充実することで、職員のモチベーションアップやスキルアップ、ひいては生産性の向上につながる好循環が生み出されることも大切である。

### イ 勤務時間の適正な管理

本委員会が昨年度に実施したヒアリング調査で、時間外勤務の申請を控えているのではないかと推測されるような発言が見受けられたことから、それを受けて行われた任命権者の調査において、時間外勤務の申請内容と実態との間にかい離が生じていることが確認されたところである。

本年4月からは、従来から行っている終礼時の時間外勤務の事前命令や翌日の朝礼時の事後確認などの確認方法と併せて、パソコンの使用時間の記録による在庁時間の確認が本格実施されているが、管理監督者には職員の勤務時間を適正に管理する責務があることを周知徹底し、全庁を挙げて再発防止に取り組まなければならない。

また、本年の人事院勧告において、民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限の時間を設定する旨の言及がなされたところである。本県においても、36協定の締結義務のない本庁等の一般官公署において時間外勤務の上限を設定することは、時間管理の徹底および職員の健康への配慮を行う上で効果的と考えられることから、国家公務員の対応を踏まえ検討を進めていく必要がある。

### ウ 学校における働き方改革

学校現場における長時間労働の是正も喫緊の課題であり、前述した働き方改革の必要性は教員においても同様である。

本県教育委員会では本年1月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、平成32年度までに月当たりの超過勤務時間が月45時間超の教員の割合を平成28年度よりおおむね半減させる目標のほか、県内の学校における共通の基準として部活動の休養日や活動時間等が設定されたところである。この方針に基づく学校業務の見直し・効率化や意識改革など、教員の長時間労働是正に向けた取組を徹底していく必要がある。

また、学校現場における課題は多くの学校で共通していることや、学校単独の取組では限界があることから、取組の推進にあたっては教育委員会が積極的に支援するとともに、教育委員会と学校が働き方改革の理念を共有しながら連携して進めていくことが重要である。

## (5) メンタルヘルス対策の充実

近年、公務の複雑・多様化や多忙化が進む中で心のバランスを崩す職員が増えており、長期療養者のうち、メンタルヘルスの不調を理由とする者の割合が半数以上を占める状況にある。メンタルヘルス対策は、職員がその能力を十分に発揮することによって県民サービスの維持・向上を図る上でも大きな課題である。

任命権者においては、ストレスチェック制度を有効に活用することにより、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場におけるメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対応に引き続き取り組む必要がある。特に管理監督者は、日頃から職員の心身の状態や言動の変化に注意を払うとともに、職場内のコミュニケーションを良好に保つことや職員が相談しやすい職場づくりに努めるなど、きめ細かな対応を図っていく必要がある。

また、本年度は本県における働き方改革の柱として、職員の健康を第一に考えた「健康経営」が掲げられ、能力や個性の発揮には、健康の維持・増進が欠かせないと考え方にに基づき、職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる職場の環境づくりに取り組んでいるところであり、働き方改革の取組を通じ、職場環境を改善する努力を積み重ねていくことも必要である。

## (6) 女性職員の活躍推進

本県の行政職に占める女性職員の割合は本年4月現在で31.2%となっており、10年前の平成20年4月時点より6.3%増加している。また、職階別に女性職員の割合をみると、課長補佐級以上では約1割程度であるのに対し、係長級で約3割、係員級では約4割となっており、今後、管理職や係長の立場

を担うことになる女性職員の割合は増加することが見込まれる。こうした状況から、女性職員が県政の幅広い分野で活躍できるよう様々な機会を与え経験を積ませることは、組織の活力を高めるためにも重要である。

女性職員の活躍推進にあたっては、職員の個々の状況やライフステージの変化により時間的制約等が生じたとしても、能力を発揮できるよう職場環境づくりに努めるとともに、職場内で相互に助け合う職場風土の醸成に取り組むことが必要である。また、ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場づくりを働き方改革の取組と連動させて進めていくことや、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどのハラスメント防止に努めていくことも必要である。さらに、より多くの男性職員が家事、育児等に参画できるよう取組を進めていくことも、本県職員を含め社会全体で女性の活躍を推進するにあたって重要なことである。

また、こうした点を踏まえ、本年度が最終年度となる「女性職員の活躍推進のための取組方針（特定事業主行動計画）」の改定にあたっては、これまでの取組の検証も行いながら適切に対応していく必要がある。

## (7) 高齢期の雇用問題

人事院は本年、高齢層職員の能力および経験を本格的に活用するため、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが必要であるとし、国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

本県においても、今後の国の動向を注視しつつ、本県の実情も踏まえて適切に対応していく必要がある。

また、現行の再任用制度については、引き続き円滑な運用に努めるとともに、再任用職員のモチベーションの維持・向上を図り、これまで培ってきた能力を最大限発揮できるよう環境整備に努めていく必要がある。

## (8) 臨時・非常勤職員の勤務条件の整備等

本県では、効率的で効果的なサービスの提供を行うために、臨時的任用職員や臨時教職員等の形態での任用が行われ、公務運営において欠くことのできない存在となっている。任命権者においては、引き続き臨時職員等の適正な勤務条件の確保に努めることが重要である。

平成 32 年度の会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けては、地方自治法および地方公務員法の改正の趣旨や本県の実情を踏まえた制度となるよう、本委員会としても各任命権者と連携しながら、任用方法や勤務条件等を検討していく。また、同制度を効果的に運用することにより常勤職員の負担軽減を図るなど、働き方改革の推進にも資するものとなるよう制度整備を進めていく必要がある。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為な人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本県においては、厳しい財政見通しの中、次期行政経営方針の策定が進められているところであるが、過去において財政状況を理由として本委員会が行った報告・勧告の実施見送りや平成 15 年度から 11 年間にわたり独自の減額措置等が行われてきたところである。地方公務員の給与は、職員の給与水準と民間企業従業員の給与水準との均衡を図ることを基本として、地方公務員法で定められた「給与決定の原則」に基づき決定されるべきものであり、給与勧告制度は尊重されるべきものである。

また一方で、職員においては、行財政改革の取組が進められる中、県民の負託に応えるためにも、不断にコスト意識を持って最少の経費で最大の効果が挙げられるよう生産性の高い働き方を実現することを通じて、効率的・効果的な職務遂行に最大限努めていく必要がある。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げと特別給の引上げを行うとともに、諸手当の改定を行う内容の報告および勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

## 別記第 2

# 勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

## 1 改定の内容

### (1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。

### (2) 諸手当

ア 医師および歯科医師の初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 宿日直手当については、勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,200 円、人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務は 7,600 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,800 円、11,400 円）に、常直勤務に係る支給月額の限度を 22,000 円に改定すること。

ウ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成 30 年 12 月期の支給割合

a b および c 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.95 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.475 月分とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.15 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.575 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

(イ) 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

a b および c 以外の職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.3 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.925 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.725 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.45 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.125 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.625 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.55 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

エ 扶養手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成 30 年 4 月 1 日以降の支給額

子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、滋賀県職員等の給与に関する条例第 10 条第 4 項または滋賀県公立学校職員の給与に関する条例第 11 条第 4 項の規定により加算される前の額。（イ）において同じ。）を 1 人につき 8,700 円とすること。

(イ) 平成 31 年 4 月 1 日以降の支給額

子に係る手当の月額を 1 人につき 1,000 円引き上げること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、(2)ウ(ア)については平成 30 年 12 月 1 日から、(2)ウ(イ)およびエ(イ)については平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。

※別表省略

## 2 給与改定等の概要

平成30年10月18日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等に基づき、滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等が、平成30年11月定例県議会に提案され、同年12月21日に可決成立し、同月28日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

### (1) 改定の内容

- ① 公民較差に基づく改定
  - ア 給料表 国に準じて引上げ改定
  - イ 扶養手当 子に係る手当額を引上げ 8,300円→8,700円
  - ウ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の最高支給月額を引上げ  
医療職給料表(1)適用職員：414,300円→414,800円  
上記以外：50,700円→50,800円
  - エ 期末・勤勉手当 年間支給月数 4.40月→4.45月
- ② その他の改定
  - ア 宿日直手当  
国に準じて一般宿日直および業務当直に係る手当額を200円、常直に係る手当額を1,000円それぞれ引き上げ
  - イ 扶養手当  
配偶者に係る手当額の引下げにより生ずる原資を基本に、子に係る手当額を1,000円引上げ

### (2) 実施時期

- ・①アイウ、②ア：平成30年4月1日から実施
- ・①エ：平成30年12月1日から実施
- ・②イ：平成31年4月1日から実施

### 3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

任命権者 承認区分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
初任給等	6 件	—	3 件	—
給料表異動	6 件	2 件	—	—
諸手当	2 件	3 件	2 件	—



## 第4 勤務時間その他の勤務条件等

### 1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振り等について別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(平成31年3月31日現在)

#### ○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名	対象職員	内 容
知事部局 食肉衛生検査所	獣医師	週休日の特例(変則勤務による4週6休)

#### ○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性または地域的もしくは季節的事情により、規則第2条、第3条、第8条の2第1項および第3項ならびに第9条第1項から第5項までの規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名	対象職員	内 容	
教育委員会	びわ湖フローティングスクール	教員	勤務時間の割振りの特例(学習航海による22時間連続勤務)
	県立学校および市町立小・中学校	教員等	週休日の振替等および休日勤務時間の振替の特例(振替対象期間の延長)
警察本部	本部および警察署	警察官	休日勤務時間の振替の特例(休日に割り振られた正規の勤務時間のうち一部について振替を行う)

## 第5 懲戒処分関係

### 1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
警 察 本 部 長	免 職	平成 30 年 5 月 2 日
教 育 委 員 会	戒 告	平成 30 年 7 月 5 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 30 年 8 月 10 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 30 年 9 月 14 日
教 育 委 員 会	戒 告	平成 30 年 9 月 14 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 30 年 10 月 19 日
教 育 委 員 会	戒 告	平成 30 年 10 月 19 日
教 育 委 員 会	減 給	平成 30 年 10 月 19 日
警 察 本 部 長	減 給	平成 30 年 10 月 26 日
知 事	停 職	平成 30 年 11 月 22 日
知 事	減 給	平成 30 年 11 月 22 日
知 事	戒 告	平成 30 年 11 月 22 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 31 年 1 月 31 日
警 察 本 部 長	停 職	平成 31 年 2 月 14 日
教 育 委 員 会	停 職	平成 31 年 3 月 27 日
知 事	停 職	平成 31 年 3 月 28 日
知 事	戒 告	平成 31 年 3 月 28 日
知 事	戒 告	平成 31 年 3 月 28 日

## 第6 公平審査関係事務

### 1 勤務条件に関する措置の要求

平成30年度における係属事案および新規要求事案はない。

### 2 不利益処分に関する審査請求

不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりである。

#### 総括表

区 分	平成29年度末 係 属 件 数	平 成 30 年 度			平成30年度末 係 属 件 数
		請求等件数	審理等回数	終 結 件 数	
懲 戒 処 分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
分 限 処 分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件

### 3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 服務関係	福利厚生 関 係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	2	1	2	0	4	2	11

#### 4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から平成30年度中に6件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭41. 12. 26	公立甲賀病院組合職員組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 3
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平 2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平 2. 5. 31
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3
平28. 5. 20	全滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 3
平28. 5. 20	滋賀県障害児学校教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 3

注 ( )内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

## 5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

### (1) 本 庁

(平成31年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課長、参事、課長補佐、総務課の主幹、係長および副主幹
知 事 部 局 (会計管理局を含む。)	部長、会計管理者、会計管理局長、理事、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、知事公室長、防災危機管理局長、IT統括監、スポーツ局長、子ども・青少年局長、観光交流局長、ここ滋賀推進監、流域政策局長、課長、主席参事、副局长、地域防災監、原子力防災室長、廃棄物対策室長、観光政策室長、農業団体指導検査室長、地域農業戦略室長、農業基盤管理推進室長、技術管理室長、交通安全対策室長、高速・幹線道路推進室長、広域河川政策室長、流域治水政策室長、河川・港湾室長、水源地域対策室長、参事、副地域防災監、広域連携推進室長、地震・危機管理室長、県民活動・協働推進室長、県民情報室長、IT企画室長、交流推進室長、健康しが企画室長、食の安全推進室長、ピワイチ推進室長、ここ滋賀推進室長、国際室長、旅券室長、地域資源活用推進室長、用地対策室長、道路保全室長、建築指導室長、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、秘書課、人事課および財政課の主幹、係長および副主幹、総務事務・厚生課の主幹、係長および副主幹（職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。）、人事課の主査、主任主事および主事
教育委員会事務局	理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、室長、所長、参事、総括補佐、課長補佐、室長補佐、副参事、教育総務課の主幹、係長、副主幹、主査、主任主事および主事（職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。）、教職員課（健康福利室を除く。）の主幹、係長、副主幹、主査、人事主事、主任主事および主事、健康福利室の主幹、係長および副主幹（職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

### (2) 出先機関

機 関	職
全 て の 出 先 機 関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自 動 車 税 事 務 所	所長、次長、課長
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、次長
環 境 事 務 所	所長、次長
森 林 整 備 事 務 所	所長、次長、支所長
健 康 福 祉 事 務 所	所長、次長
保 健 所	所長、次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、副所長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長、次長
動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	所長、次長
子 ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農 業 農 村 振 興 事 務 所	所長、次長、課長、支所長、課長補佐
病 害 虫 防 除 所	所長、次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長、次長、支所長、家畜検査センター所長
土 木 事 務 所	所長、地域調整監、副所長、支所長、次長、課長、課長補佐
東 京 本 部	本部長、副本部長、本部長代理、政策推進課長
消 防 学 校	校長、教頭
政 策 研 修 セ ン タ ー	所長、次長
近 代 美 術 館	館長、副館長、総括学芸員、課長
琵琶湖環境科学研究センター	センター長、副センター長、次長、部長、部門長、副部門長、総括研究員

機 関	職
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、新琵琶湖博物館創造室長、総括学芸員、課長補佐、室長補佐
流域下水道事務所	所長、次長
平和祈念館	館長、副館長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、副校長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
工業技術総合センター	所長、次長、信楽窯業技術試験場長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、校長代理、副校長
男女共同参画センター	所長、次長
ここ滋賀	所長、副所長
農業技術振興センター	所長、次長、農業大学校長、部長、研究企画室長、茶業指導所長、農業大学校副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
交通事故相談所	所長
北川水源地域振興事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長

## 6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市松本1-2-1 滋賀県市町村会内	昭37. 6. 1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40. 9. 1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市松本1-2-1 滋賀県市町村議会議長会内	昭44. 5. 1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49. 1. 14
彦根市犬上郡営林組合	彦根市元町4-2 彦根市役所内	昭49. 5. 1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50. 2. 3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50. 5. 1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14. 5. 20

## 第7 労働基準監督機関の職権行使

### 1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所(169)については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。平成30年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関	
3号	各土木事務所(長浜土木事務所木之本支所を除く。)(7)、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所(2)、北川水源地域振興事務所 <span style="float: right;">11</span>	労働基準監督署	
13号	各健康福祉事務所(各保健所)(6)、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護係、彦根子ども家庭相談センター保護係、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎 <span style="float: right;">15</span>		
14号	本庁事業課 <span style="float: right;">1</span>		28
15号	動物保護管理センター <span style="float: right;">1</span>		
12号	本庁薬務感染症対策課薬業振興係、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター(信楽窯業技術試験場を除く。)、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター(機械システム係および金属材料係を除く。)、東北部工業技術センター機械システム係および金属材料係、高等技術専門学校(草津校舎を除く。)、高等技術専門学校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、教育委員会事務局文化財保護課城郭調査係、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校(3)、各高等学校(45)、各特別支援学校(寄宿舎を除く。)(15)、警察学校 <span style="float: right;">90</span>	人事委員会	
一般官公署	本庁(総務事務・厚生課各総務経理係、事業課、森林政策課普及指導係、薬務感染症対策課薬業振興係および会計課各地域会計係を除く。)、総務事務・厚生課各総務経理係(6)、森林政策課普及指導係、会計課各地域会計係(6)、各環境事務所(6)、西部県税事務所(高島納税課を除く。)、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所(甲賀納税課を除く。)、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所(湖東納税課を除く。)、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所(高島支所を除く。)、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所(西部・南部森林整備事務所を除く。)(3)、各子ども家庭相談センター(中央子ども家庭相談センター保護係および彦根子ども家庭相談センター保護係を除く。)(3)、計量検定所、各農業農村振興事務所(6)、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京本部、男女共同参画センター、ここ滋賀、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局(文化財保護課城郭調査係を除く。)、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署(12)、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 <span style="float: right;">79</span>	169	
1号	企業庁浄水課(馬淵浄水場および水口浄水場を除く。)、馬淵浄水場、水口浄水場 <span style="float: right;">3</span>	労働基準監督署	
13号	病院事業庁(小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。)、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター <span style="float: right;">3</span>		
一般官公署	企業庁(浄水課を除く。) <span style="float: right;">1</span>	7	

合計 204 (人事委 169、労基署 35)

備考1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項および地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)第17条第1項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第5項および地公企法第39条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外される単純労働職員(現業職員)および地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。

## 2 職権行使の状況

平成 30 年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

### (1) 事業所調査

平成 31 年 1 月から同年 2 月にわたって、10 事業所を訪問し労働基準監督上の次の事項について実態調査（実地調査）を実施した。

- ①主たる事業内容、②勤務時間・休憩等、③時間外勤務、
- ④年次有給休暇、産前・産後休暇、育児時間、生理休暇、介護休暇の状況、
- ⑤育児・介護を行う職員の状況、⑥ 妊娠中の職員等の勤務軽減等の状況、
- ⑦宿日直勤務の状況、⑧施設および設備、⑨安全衛生管理体制、⑩健康診断、
- ⑪事故および労働災害、⑫安全管理

加えて、平成 30 年度は次の事項について訪問しなかった 151 事業所（兼務・併任のみの事業所を除く）を対象に書面による調査を実施した。

- ①長時間労働者への医師による面接指導の状況、②宿日直勤務の状況、
- ③安全衛生管理体制、④事故および労働災害、⑤安全管理

### (2) 時間外・休日労働に関する協定（36 協定）の実態調査

人事委員会が所管する労働基準法別表第 12 号（教育、研究または調査の事業）に該当する事業所のうち、平成 29 年度において 36 協定を締結し、人事委員会への届出を行っている 92 事業所に対し、次の事項について調査を実施した。

- ① 1 日の時間外勤務における遵守状況
- ② 1 か月（3 か月）の時間外勤務における遵守状況
- ③ 1 年間の時間外勤務における遵守状況
- ④ 週休日・休日の勤務における遵守状況

### (3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

平成 30 年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、10 か所（ボイラー 7 基、第一種圧力容器 7 基）である。平成 30 年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

#### ア 検査の実施状況

種 類	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
検 査 別		
性 能 検 査	7	5

注 落成検査等は、（一社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

#### イ 設置状況

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	平30. 7. 1～平31. 6. 30	
森林政策課普及指導係 （林業普及センター）		1	平26. 4. 1～平27. 3. 31	休止中
農業技術振興センター	1		平30. 7. 1～平31. 6. 30	
水 産 試 験 場	1		平30. 7. 1～平31. 6. 30	
瀬 田 工 業 高 等 学 校		1	平 8. 12. 1～平 9. 11. 30	休止中
長 浜 農 業 高 等 学 校		2	平30. 4. 1～平31. 3. 31	
八 日 市 南 高 等 学 校		1	平30. 7. 1～平31. 6. 30	
聾 話 学 校	1		平30. 8. 1～平31. 7. 31	
北 大 津 養 護 学 校	1		平30. 9. 1～平31. 8. 31	
三 雲 養 護 学 校	3		平30. 5. 1～平31. 4. 30	
10 事 業 所	7	7		



人事委員会年報（平成30年度）

発行年月	令和元年7月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453